

京都市告示第174号

京都市市税条例第27条の6第4項の規定に基づき、市長が個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金として、次の表に定めるものを認定します。

令和6年5月22日

京都市長 松井 孝治

控除対象寄附金	法人又は団体の所在地	使 途	寄附金税額控除の対象となる期間
特定非営利活動法人 天然薬用資源開発機 構に対する寄附金	京都市上京区樫木町通 黒門東入中御門横町5 74番地1 ファルマ フードビル	当該法人の主たる 目的である業 務	令和6年4月1日から 令和11年3月31日 まで

(行財政局税務部税制課)